旧職域加算障害給付	障害共済年金に二以上の額掲げる場合であるときは、その一の額（第二号に掲げる金額を加算した金額とすることができる場合にあつては、その金額）に第二十八条第一項第二号又は第二項の規定の例により算定した額（第二十八条第一項第二号に掲げる金額を加算した金額とすることができる場合にあつては、その金額）の三分の二に相当する金額（障害共済年金の受給権者が、国民年金法による障害基礎年金の支給を受けているときは、その金額に第二十八条第一項第二号に掲げる金額を加算した金額とすることができる場合にあつては、その金額）の三分の二に相当する金額（障害共済年金の受給権者が、国民年金法による障害基礎年金の支給を受けているときは、その金額に第二十八条第一項第二号に掲げる金額を加算した金額とすることができる場合にあつては、その金額）の三分の二に相当する金額	改正前国共済法第七十七条第二項	障害共済年金	障害共済年金の額	改正前国共済法第八十二条第一項	旧職域加算障害給付の額	第二号
旧職域加算遺族給付	遺族共済年金の額（第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額を加算した金額とすることができる場合にあつては、その金額）に第二十八条第一項第一号イ(2)(2)に同(2)(2)に相当する金額（遺族共済年金の受給権者が、国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けているときは、その金額に第二十八条第一項第一号イ(2)(2)に同(2)(2)に相当する金額（遺族共済年金の受給権者が、国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けているときは、その金額に第二十八条第一項第一号イ(2)(2)に同(2)(2)に相当する金額	改正前国共済法第七十七条第二項	退職共済年金	前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に次の金額を加算した金額	改正前国共済法第七十七条第二項各号	月数	月数と追加費用対象期間の月数を合算した月数
旧職域加算退職給付	遺族共済年金の受給権者が、国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けているときは、その金額に第二十八条第一項第一号イ(2)(2)に同(2)(2)に相当する金額（遺族共済年金の受給権者が、国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けているときは、その金額に第二十八条第一項第一号イ(2)(2)に同(2)(2)に相当する金額（遺族共済年金の受給権者が、国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けているときは、その金額に第二十八条第一項第一号イ(2)(2)に同(2)(2)に相当する金額	改正前国共済法第七十七条第三項	退職共済年金	金額	改正前国共済法第七十七条第三項各号	金額	次の
旧職域加算退職給付	若しくは遺族共済年金	改正前国共済法第七十八条の二第一項	退職共済年金	旧職域加算退職給付	退職共済年金の額	改正前国共済法第七十八条の二第二項第一号及び第三項	退職共済年金	旧職域加算退職給付
旧職域加算退職給付若しくは旧職域加算遺族給付	、遺族共済年金、旧職域加算障害給付							
旧職域加算退職給付	第七十七条第二項	改正前国共済法第七十八条の二第四項	退職共済年金の額	旧職域加算退職給付の額	第七十七条第一項及び第二項並びに前条			
旧職域加算退職給付	同項		これら					
旧職域加算退職給付	旧国共済施行日前期間		退職共済年金の受給権を取得した日の属する月の前月までの組合員期間					
旧職域加算退職給付	同項の		第七十七条第一項及び第二項の					
旧職域加算退職給付	を勘案して		並びに次条第二項の規定の例により算定したそのものの停止をされたものとされた場合における第八十七条第一項又は第二項の規定の例により支給を停止すべき金額を勘案して					